

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議（以下、「代表者会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般の定員は、10 人以内とし、会議の都度、代表者会議の事務局が会議室の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴の申込み)

第3条 代表者会議の事務局は、原則として会議開催の7日前までに県ホームページ等において、傍聴の可否及び申込み方法を予め周知するものとする。

(傍聴人の決定等)

第4条 前条の規定により予め申込みがあった傍聴希望者数が定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

2 代表者会議の事務局は、会議開催の前日までに傍聴希望者に傍聴の可否を連絡する。

3 代表者会議の事務局は、傍聴希望者を会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

4 前項の規定により集合させた傍聴希望者以外にも、傍聴希望者がいたときは、先着順に、定員に満つるまでの者を傍聴人とする。

(傍聴席に入場することができない者)

第5条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(部会への準用)

第9条 本規定は、代表者会議の部会には適用しない。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めのない事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。